

労働・助成金情報 特急便

第 45 号 (2015 年 7 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今月は、事業主の皆様にご活用いただきたい助成金を、2つご紹介したいと思います。どうぞご参考になさってください。

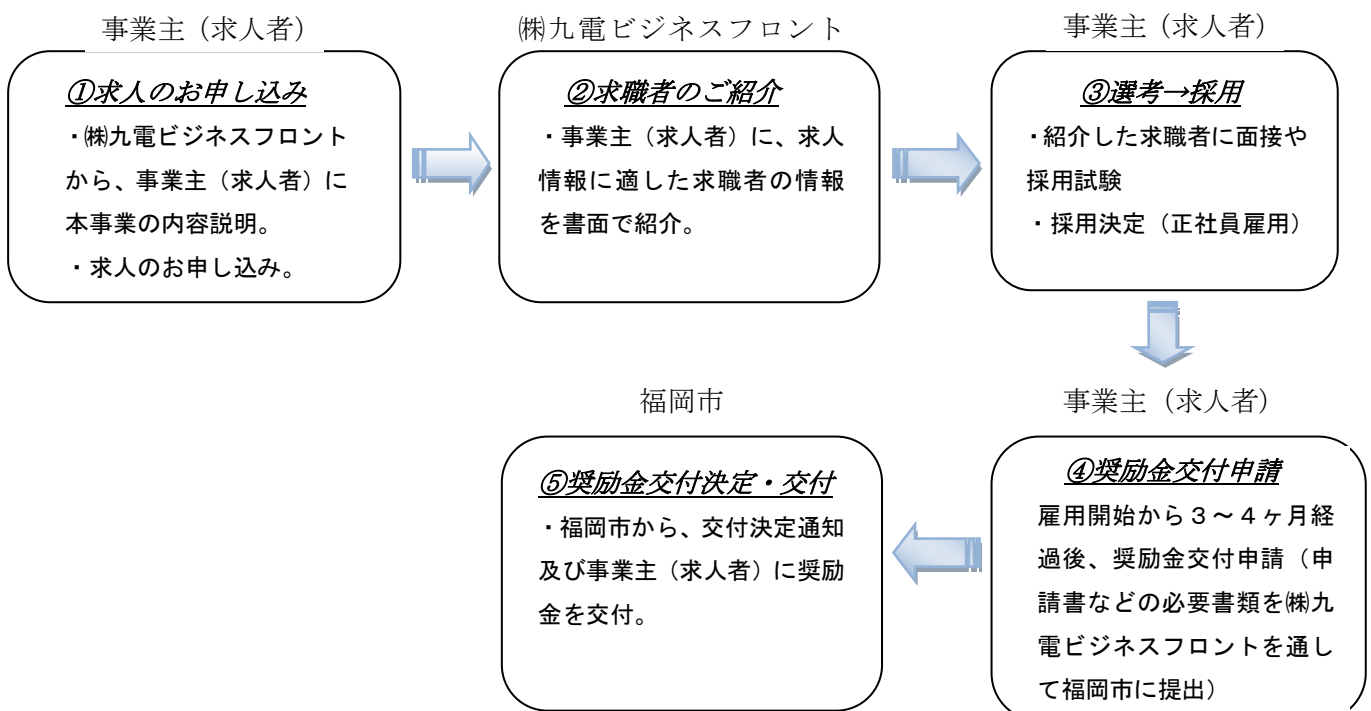
福岡市中高年雇用促進事業

【福岡市中高年雇用促進奨励金とは】

▶ 福岡市在住の40、50歳代の中高年求職者を正社員として雇用する事業主に雇用奨励金を交付するものです。

●対象事業主	福岡都市圏に事業所又は事務所を有し、福岡市の市税に滞納がなく、1年以上事業を継続している事業主
●奨励金交付の対象となる雇用の要件	福岡市就労相談窓口において職業紹介を受けた福岡市内在住の中高年求職者（雇用開始日の属する年度の3月31日において40歳以上60歳未満）を正社員として雇用する場合
●奨励金の額	雇用奨励金／1名につき45万円
●必要となる書類	①中高年雇用促進奨励金交付申請書 ②雇用契約書または労働条件通知書の写し ③正社員雇用開始から3ヵ月分の賃金を確認できる書面 など
●対象事業主の報告義務	対象労働者が雇用開始から1年未満で退職する場合は、対象事業主は福岡市へ離職事由報告書を提出する必要があります。

【求人～採用決定～奨励金交付までの流れ】



育休復帰支援プランコース

【育休復帰支援プランとは】

- ▶ 中小企業が、自社の従業員の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定するプランです。プランを策定・実施することで、従業員は安心して育休を取得し復職でき、他方、制度利用者の所属する職場では、快く休業に送り出すことができます

【育休復帰支援プランコースとは】

- ▶ 中小企業事業主が、育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組みを実施し、労働者が育児休業を取得した場合と、職場復帰した場合に、それぞれ助成金を支給します。

①育児休業を取得した場合 育休復帰支援プランコース（育休取得時）30万円

【支給要件】

雇用保険の適用事業主である中小企業事業主が次の取組を行うこと。

◆育児休業取得予定者の育児休業（産後休業）の開始日までに、「育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰を支援する措置を実施すること」を育児休業マニュアル等に規定し、全労働者へ周知すること。

◆育児休業取得予定者をその上司または人事労務担当者が面談を実施した上で面談結果を記録し、育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成すること。

◆育休復帰プランナーによる育休復帰支援プランの作成支援を受けた後、作成したプランに基づき、育児休業取得予定者の育児休業（産後休業）の開始日までに業務の引き継ぎを実施させること。

◆育児休業取得予定者が、休業開始日までに雇用保険被保険者として雇用されており、3ヵ月以上の育児休業（産後休業を含む）を取得させたこと。

②職場復帰をした場合 育休復帰支援プランコース（職場復帰時）30万円

【支給要件】

育休復帰支援プランコース（育休取得時）を受給した中小企業事業主が、同じ労働者に対して次の取組を行うこと。

◆育児休業取得者が職場復帰するまでに、育休復帰支援プランに基づき育児休業中の職場の情報・資料の提供を実施すること。

◆育児休業取得者の職場復帰前と職場復帰後に、育児休業取得者とその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。

◆育児休業取得者を面談結果により、原則として原職または現職相当職に復帰させること。

◆育児休業取得者を育児休業終了後、引き続き雇用保険被保険者として6ヶ月以上雇用しており、支給申請日まで雇用していること。

※①、②ともに、1事業主1回限りの支給となります。

【助成金の支給申請の流れ】

